

**「指定介護老人福祉施設」
ローマンうえだ地域密着型サテライト特養上野の里
重要事項説明書**

あなたに対する介護福祉施設サービス提供にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 開設者

法人の名称	社会福祉法人ジェイエー長野会
主たる事務所の所在地	長野県長野市大字南長野北石堂町1 1 7 7 番地 3
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 上原孝義
設立年月	平成 6 年 4 月
電話番号	0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 3 3
F A X 番号	0 2 6 - 2 2 3 - 2 2 2 5
ホームページアドレス	http://www.ja-naganokai.or.jp/

2. 利用施設

施設の名称	ローマンうえだ地域密着型サテライト特養 上野の里
施設の所在地	長野県上田市上野 2 8 6 番地 1
長野県知事指定番号	2 0 9 0 3 0 0 1 7 5
施設長の氏名	六川 真理子
電話番号	0 2 6 8 - 2 9 - 2 0 7 0
F A X 番号	0 2 6 8 - 2 9 - 2 0 7 6

3. 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	長野県知事の指定		利用 定員	市町村基準該当 サービス
	指定年月日	指定番号		
特別養護老人ホーム ローマンうえだ	平成 14 年 9 月 1 日	2070300484	93 名	該当
短期入所生活介護 (ショートステイ)	平成 14 年 9 月 1 日	2070300484	10 名	該当
通所介護 (デイサービスセンター)	平成 14 年 9 月 1 日	2070300500	35 名	該当
訪問介護 (ヘルパーステーション)	平成 14 年 9 月 1 日	2070300492		該当
居宅介護 (福祉相談センタ	平成 15 年	2070300559		該当

一ひだまり)	3 月 16 日			
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム豊里)	平成 20 年 2 月 1 日	2090300043	9 名	該当
地域密着型小規模多機能型 居宅介護 (上野の家)	平成 23 年 11 月 1 日	2090300134	29 名	該当
地域密着型小規模多機能型 居宅介護 (豊殿の家) 通所サービス A	平成 30 年 5 月 1 日	2090300456	18 名	該当
認知症対応型通所介護 (宅老所そめや)	平成 22 年 1 月 11 日	2090300126	12 名	該当

4. 事業の目的と運営の方針

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別事情を考慮した処遇方針をもとに利用者が必要とする適切なサービスを提供する。また、施設内で実施する諸行事等への地域住民・ボランティア・家族等の積極的参加をすすめ、地域に開かれた施設運営に努める。

5. 施設の概要

介護老人福祉施設「地域密着型サテライト特養上野の里」

敷地	1. 923. 86 m ²
建物	構造 木造平屋建て
	延床面積 1. 013. 88 m ²
	利用定員 29 名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1 人あたり面積
個室	29 室	14. 91 m ²	14. 91 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	設備の種類	数
共同生活室	3 か所	地域交流スペース	1 室
一般浴槽	1 槽	機械浴層	特殊浴 1 台
トイレ	7 か所 (居室あり 4 室) (ウオシュレット有)	洗面所	各居室、共有トイレ前

6. 職員体制

従業者の職種	員数	従業者の職種	員数
事業所長	1 名	医師	1 名（嘱託）
生活相談員	1 名	介護支援専門員	1 名
介護職員	1 5 名以上	看護職員	2 名
栄養士	1 名（兼務）	歯科衛生士	1 名

7. 施設サービスの概要

サービスの種別	内容
食事	食事時間 朝食 8 時 昼食 1 2 時 夕食 1 7 時 3 0 分 利用者の状況や希望により、お好きな時間にあわせた食事の提供をしていきます。また栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好に考慮したメニューや希望に添った食事の提供をしていきます。なお食事場所は利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂や談話室等で行いますが、自由に選んでいただきます。
排せつ	利用者の状況にあわせた排泄支援を行います。
入浴・清拭	入浴日 週 2 回 入浴時間 午前 9 時 3 0 分～1 2 時 午後 1 3 時～1 5 時 3 0 分 ただし状態に応じて清拭とし、タオルで体をおふきします。
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整容	身の回りのお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は週 1 回行います。
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。
機能訓練	当施設ではリハビリ専門の職員は居ません。生活の中で機能を維持していく、生活リハビリが主体となります。
健康管理	当施設の医師により、週 1 回診察日を設けて健康管理に努めます。 外部の医療機関に定期通院される場合は、ご家族にてご対応をお願いします。
レクリエーション	季節や利用者の希望に添ったレクリエーションや行事を行います。
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。

8. 利用料

(1) 利用料金

基本利用料、加算は別表の通りです。

(2) 食費

別表の通りです

(3) 居室（居住費）

別表の通りです

(4) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内容	自己負担額
理髪・美容	定期的な理美容サービスの訪問があります	業者提示額 カット代 2,200 円 (R4.1 月から 2,500 円) カラー 1,500 円 顔剃り 500 円
レクレーション行事	当施設では、レクレーション行事として、つぎの行事を行っております。参加されるか否かは任意です。 ・誕生日会・夏祭り・外出支援 ・手芸、お花クラブ・毎月の季節行事 等	実費をご負担いただきます。
日常生活品の購入代行	衣服、介護靴などご家族で対応が難しい場合は日用品の購入の代行をさせていただきます	商品の代金をご負担頂きます。
医療ケア用品 口腔ケア用品	医療ケア用品（ワセリン、ガーゼ等） 口腔ケア用品（歯ブラシ、義歯安定剤等）	商品の代金をご負担頂きます。
その他	※日常生活に必要な物品（ただしおむつを除きます。） 入所者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。	
	※医療 当施設の医師による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担して頂くことになります。	
	※電気代 個人で電化製品を使用する場合は下記の代金をご負担いただきます。 テレビ 1 日 50 円 電気毛布 1 日 50 円 ラジオ 1 日 30 円	

	※エンゼルケア（体の清拭、衛生処置、着替え、エンゼルメイク） 施設でエンゼルケアを行った場合 6,000 円ご負担いただきます。
--	---

（５）利用料が減額となる制度

利用料が減額となる制度として、下記の制度があります。詳しくは職員にお尋ねください。

社会福祉法人 による利用者 負担軽減	社会福祉法人等が介護保険サービスを利用する所得の低い方に対して、 利用料の軽減を行うもの。
--------------------------	--

（６）利用料金の支払い方法

１ヵ月ごとに計算し月末に締切り、翌月１０日以降に前月分の請求書を発行します。原則として、利用者又は利用者代理人の指定した長野県内 JA 貯金口座、又は三菱 UFJ ニコス口座振替代行可能の金融機関口座からの振替（口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。指定口座をお持ちでない方は、当施設窓口へ直接お支払いいただくか、振り込みでお支払いいただきます。

○口座振替日

*信州うえだ農協貯金口座

利用月の翌月 20 日（ただし、20 日が金融休業の場合は翌営業日となります）

*三菱UFJ ニコス口座振替決済代行可能の金融機関口座

ゆうちょ銀行、都市銀行の全行、地方銀行の全行、他県 JA、県内信州うえだ農協以外、信用金庫、労働金庫、信用組合等（楽天銀行・ソニー銀行除く）

利用月の翌々月 12 日（ただし、12 日が金融休業の場合は翌営業日となります）

○現金支払いの場合、日曜日のお支払はできません。

9. 入退所の手続き

（１）入所の手続き

①入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

②入所に際して、転入・転出の手続きや各種保険証等の書類が必要となります。詳しくは別途ご説明いたします。

（２）退所の手続き

①自動終了

以下の場合、契約が自動終了となります

死亡	利用者が死亡した場合
要介護認定の非該当	要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
解散・破産・閉鎖	事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

サービス提供不可	施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
指定取り消し	施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

②利用者の申し出による契約解除

以下の場合、利用者からの申し出により、契約解除することができます。

退所の申し出	利用者は、契約の有効期間中でも、当施設からの退所を申し出ることができます。その場合、退所を希望する日の30日前までに申し出てください。
利用料への不同意	介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
入院	利用者が入院された場合

③事業者の申し出による契約解除

以下の場合、事業者から契約解除を行います。

信義則違反	利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、契約の信義則に反し、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
支払い遅延	3ヵ月以上の支払い遅延があった場合
背信行為	利用者、その家族、関係者が、事業者や職員、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または、本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合（セクシャルハラスメント行為、暴力行為、脅迫行為、侮辱行為、誹謗中傷、感情的・理不尽な要求、威圧的・攻撃的な言動、悪意・敵意ある言動、悪質な流言飛語、虚言等により、職員、他の利用者を困惑・萎縮させ、正常なサービス提供が困難となった場合）
他施設への入所	利用者が他の介護保険施設に入所された場合
入院	利用者が連続して2ヵ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

10. 利用者が病院等入院された場合の対応について

①入院中の空床ベッドを短期入所生活介護として利用させていただく場合があります。

②利用者が入院された場合の入所継続については、以下の通りとなります。なお、事業者の都合により、その限りでない場合があります。

入院期間	対応
6日以内	退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。
7日～2ヵ月	退院後も再び当施設に入所できます。

2ヵ月超～3ヵ月	2ヵ月以内の退院が見込まれない場合は、契約を解除いたします。 この場合、入院後3ヵ月以内に退院された場合は、当施設へ優先入所いただけます。入所決定までの期間は短期入所生活介護をご利用いただけます。
3ヵ月超	3ヵ月を過ぎて入院が継続された場合は、当施設への優先入所はできません。

※入院の場合の生活介助（洗濯等）については、原則としてご家族でみていただきます。

1 1. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 14時00分～16時30分 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください、これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は・・・全館禁煙 飲酒は・・・ご相談ください
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の入所者の許可なく、その居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。
現金等の管理	原則持ち込み禁止となります。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
ペット	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
健康保険被保険者証	健康保険被保険者証等が書き換えや変更となった場合は、新たな被保険者証等を施設に提出してください。
食品の持ち込み	ご相談ください。

1 2. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、次のとおり速やかに対応いたします。

項目	内容
利用者への対応	周囲の状況及び利用者の状況を判断し、利用者安全確保を最優先として行動します。状況により医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。
ご家族に対する説明・連絡	ご家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行います。また、事故の発生状況については誠意をもって適切な説明を迅速に行います。

その他の連絡・報告	必要に応じて、行政機関・嘱託医・他事業所や関係機関に対して事故等の必要な報告を行います。
損害賠償	事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、法人が加入する損害賠償保険で対応します。

1 3. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「特別養護老人ホームローマンうえだ消防・防災計画書」に則り対応を行います。			
近隣との協力関係	新屋自治会（上田市消防団第 12 分団）と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練	別途定める「上野の里消防・防災計画書」に則り年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	消火器	7 個
	避難階段	有	自動消火システム	無
	自動火災報知設備	有	パッケージ型消火設備	無
	誘導灯	有	非常放送設備	有
	ガス漏れ報知器	有	漏電火災報知器	有
	防災垂れ壁	有	非常用電源	有
消防計画等	上田東北消防署への届出日 令和 6 年 8 月 1 日 防火管理者 春原 一也			

1 4. 緊急時連絡先

緊急時は以下の方に連絡させていただきます。ご連絡がつかなかった際は以下の順番で連絡いたします。

第 1 連絡先

氏名		続柄	
住所			
電話番号			
携帯電話番号			

第 2 連絡先

氏名		続柄	
住所			
電話番号			
携帯電話番号			

第 3 連絡先

氏名		続柄	
住所			
電話番号			
携帯電話番号			

15. 残置物引取人

残置物引取人は代理人とさせていただきます。代理人以外とする場合は、以下の方とします。

残置物引取人（代理人以外の場合）

氏名		続柄	
住所			
電話番号			
携帯電話番号			

16. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

（1）地域密着型サテライト特養 上野の里 相談窓口

職名	氏名	電話番号
事業所長	六川 真理子	0268-29-2070
生活相談員	木島 千絵	

（2）第三者委員・オンブズマン（施設外苦情相談窓口）

職名	氏名	電話番号
豊殿地区民生児童委員会長	瀬切 信幸	0268-23-2171
神科地区民生児童委員副会長	青木 辰夫	0268-22-9069
神川地区民生児童委員会長	山邊 幸男	0268-24-8654
前長野大学社会福祉学部教授	依田 發夫	0267-22-7874
佐久大学信州短期大学部教授	菊池 小百合	0267-68-6680

（3）施設外苦情相談窓口

名称	電話番号
福祉サービスほっとライン	0120-294-487

(長野県社会部地域福祉課)	
長野県福祉サービス運営適正化委員会 (長野県社会福祉協議会内)	0120-28-7109
長野県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理係	026-238-1580
上田市役所 高齢者介護課	0268-23-5140

17. 第三者評価の実施状況 無

18. 協力医療機関

医療機関の名称	長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯病院三才山リハビリテーションセンター 鹿教湯病院
院長名	大澤 道彦
所在地	長野県上田市鹿教湯温泉1308番地
電話番号	0268-44-2111

医療機関の名称	長野県厚生農業協同組合連合会鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 鹿教湯病院附属 豊殿診療所
院長名	戸兵 周一
所在地	長野県上田市殿城250番地4
電話番号	0268-29-1220

医療機関の名称	医療法人 友愛会 千曲荘病院
院長名	遠藤 謙二
所在地	長野県上田市中心東4番地61
電話番号	0267-22-6611

19. 実習生の受け入れ

当施設は、介護人材の育成という社会的使命として、教育機関等の要請により実習生を受け入れております。

(1) 実習受け入れ責任者

事業所長 六川 真理子

(2) 実習受け入れ担当者

実習指導者 春原 一也

私は、本書面に基づいて、上野の里の職員（職名 _____ 氏名 _____ ）
から上記重要事項の説明を受け内容に同意したことを確認します。

年 月 日

（利用者）

氏名 _____

住所 _____

（代理人）

私は、本人に代わり事業者から上記重要事項の説明を受けました。

氏名 _____

住所 _____

（署名を代行した場合）

署名代行の理由
